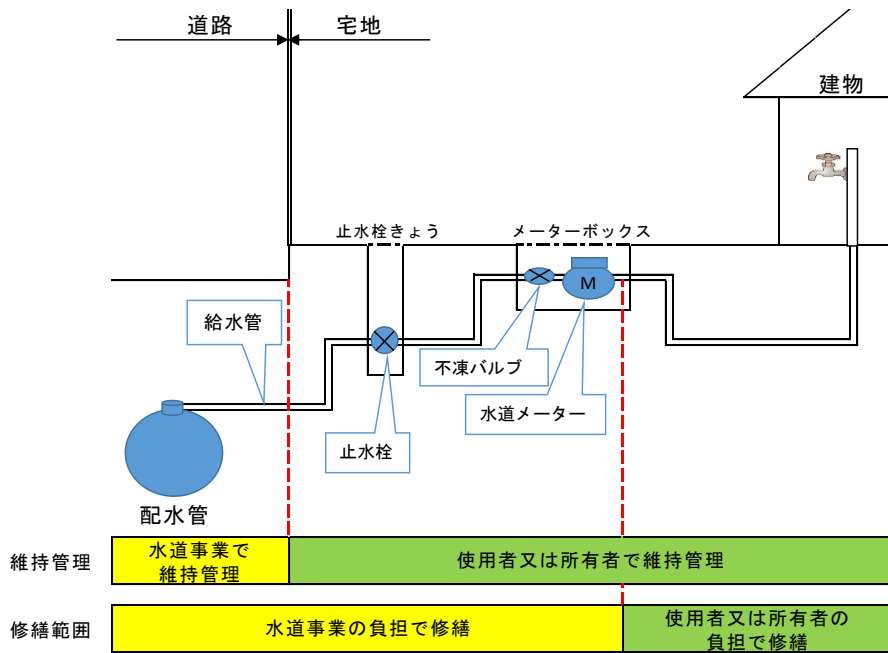
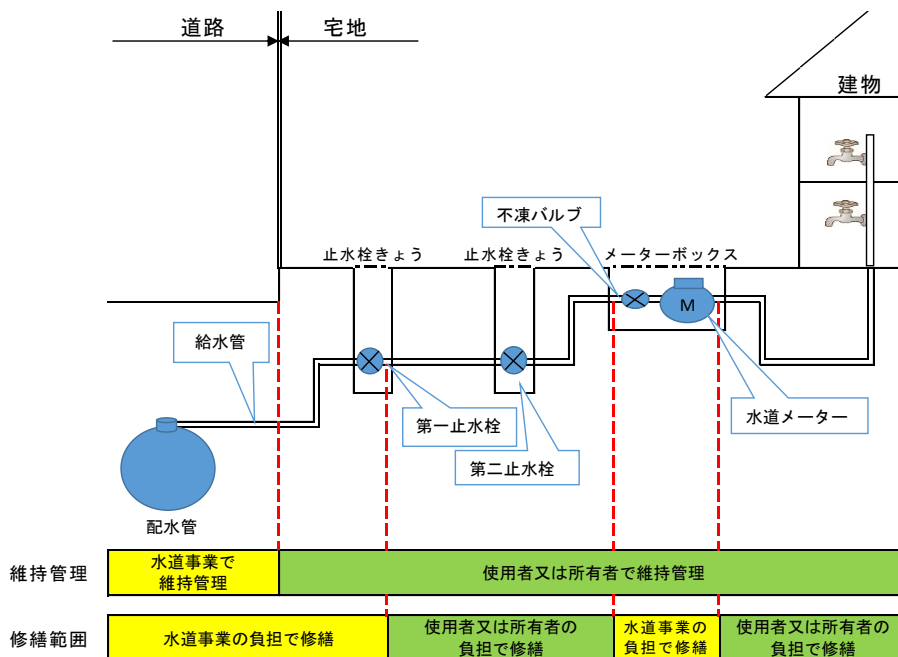


# 給水装置の漏水管理区分

## 一般住宅



## アパート等の共同住宅（部屋ごとに水道メーターを設置している場合）



※ 第一止水栓が設置されていない場合は、道路境界からメーターボックスに向かって1 m以内までの範囲を水道事業の負担で修繕します。

### 注意事項

- 上図の黄色い箇所で漏水が発生した場合は、水道事業の負担で修繕しますので、水生活課上水道係（0493-63-5023）までご連絡ください。ただし、メーターボックス及び止水栓きょうは、使用者又は所有者の負担（有料）となります。
- 使用者等の故意・過失による破損で漏水が発生した場合は、原因者の負担（有料）となります。
- 修繕に伴う法面、芝生、植木又は構造物（コンクリート、タイル、大理石、石垣、建築物等）の復旧は、使用者又は所有者の負担（有料）となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。